

障 支 第 2005 号
令和 7 年 3 月 18 日

各障害児（者）施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
高橋 良治（公印省略）

令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善計画書の提出について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員等処遇加算の算定に当たって、標記計画書の提出が必要であるため、令和 7 年 4 月から当加算を算定する場合は、下記のとおり当計画書を提出してください。

記

1 提出書類

別紙様式 2（補助金・加算計画書一体化様式）

【ホームページ掲載場所】

「総合トップ」→「健康・福祉」→「障害者（児）福祉」→「障害者福祉施設」→「事業者指定の手続き」→「【障害福祉】福祉・介護職員処遇改善加算等について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>

2 提出期限

令和 7 年 4 月 15 日（火）必着

3 提出方法等

(1) 提出先

以下の URL から電子申請システムに入り、提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=90646

(2) 提出するファイル名について

ア 施設（事業所）として提出する場合

ファイル名は「施設（事業所）番号＋施設名称＋処遇改善計画書等」としていただきます。

（例）事業番号が 1111234567、事業所名が「ちいきせいかつ」の場合、ファイル名は「1111234567 ちいきせいかつ処遇改善計画書等」としていただきます（入力可能文字数は 25 文字です）。

イ 法人全体で各施設（事業所）をまとめて提出する場合

ファイル名は「法人名＋処遇改善計画書等」としていただきます（入力可能文字数は 25 文字です）。

法人名は可能な限り略称ではなく正式な名称としてください。

4 埼玉県障害人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請先について

福祉・介護職員等処遇改善加算の算定に当たって提出する「福祉・介護職員等処遇改善計画書」は、「埼玉県障害人材確保・職場環境改善等事業補助金」の計画書が一つにまとめられた様式となっています。(※1)

「埼玉県障害人材確保・職場環境改善等事業補助金」の計画書の提出については、別途御案内しますので、目的ごとに申請先を必ず御確認いただき、正しい申請先に申請してください。

目 的	様 式 (計画書)	申請先
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得	別紙様式 2-1 (処遇改善加算総括表) 別紙様式 2-2 (処遇改善加算個表)	電子申請システム (※2)
埼玉県障害人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請	別紙様式 2-3 (補助金総括表) 別紙様式 2-4 (補助金個表)	補助金の申請先 (※3)

※1…「福祉・介護職員等処遇改善計画書」と「埼玉県障害人材確保・職場環境改善等事業補助金」の計画書が一つにまとめられていますが、各計画書の作成・提出に当たって、それぞれの Excel シートを削除しないようにお願いします。

※2…埼玉県が指定権者の事業所は「3 提出方法等」に記載した URL から提出してください。政令市、中核市、和光市が指定権者である事業所は各指定権者の指示に従い、各指定権者に提出してください。

※3…補助金の申請先は、後日 HP 及び通知文にて周知いたします。

計画書の基本情報入力シート内の「提出の目的」、「提出先の自治体名」を必ず確認してください。

1 提出の目的と提出先の自治体名

提出の目的	加算様式を指定権者に提出	
提出先の自治体名	加算様式の提出先(例:〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇広域連合)	補助金様式の提出先(例:〇〇県)
		埼玉県

※上記「入力の流れ」に沿って必要事項を入力した後に、「提出の目的」を選択し、提出先の自治体名を選択・記載してください。

加算と補助金両方を申請する場合、「加算様式を自治体に提出」を選択し、加算様式の提出先を記載した媒体と

「補助金様式を都道府県に提出」を選択し、補助金様式の提出先を記載した媒体をそれぞれ作成してください。

審査事務の円滑化のため、選択していない様式は、グレースアウトされるようになっています。

再度全ての様式を確認したい場合は、「提出の目的」で空欄を選択してください。

【注意点】

- (1) 処遇改善加算の申請先に補助金の申請書類(様式)が送付されていた場合、処遇改善加算の計画書の提出とは扱いませんので御注意ください。
- (2) 当該補助金の申請書類(様式)が処遇改善加算の申請先に送付された場合、当該補

助金の申請とは扱いませんので御注意ください。

5 留意事項等

(1) 体制届について

提出時期（予定）は令和7年4月15日（火）としますが、提出方法の詳細については、別途御案内します。

(2) 政令市、中核市及び和光市に事業所がある場合について

ア 同一法人で、指定権者が異なる複数の事業所がある場合は、各指定権者への提出が必要です。

イ 提出書類や提出期日、提出先は各指定権者が定めるとおりです。

ウ 加算の対象事業所が基準該当事業所のみで、かつ登録市町村が一市町村のみの法人は、基準該当事業所の登録市町村に届出書を提出してください。

6 お問い合わせ先

(1) 社会福祉法人・NPO 法人

施設支援担当 電話：048-830-3314

(2) (1)以外の法人（営利法人、一般社団法人等）

地域生活・医療的ケア児支援担当 電話：048-830-3317